

良好な景観形成の推進にご協力を

市では、美しく優れた景観を持つまちづくりを進めるため、「青梅市の美しい風景を育む条例」に基づき、市内で一定規模以上の建築行為等を行う場合には、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

なお、重点的に景観形成を図る地区として指定している青梅駅周辺景観形成地区および多摩川沿い景観形成地区とその他の一般地区では、届け出対象行為の規模等が異なります。

青梅駅周辺景観形成地区(森下町、上町、仲町、本町、住江町、西分町の一部)

多摩川沿い景観形成地区(多摩川沿川、御岳溪谷周辺、釜の淵公園周辺)

多摩川沿い景観形成地区においては、建築物の建築、工作物・広告物の設置等について、規模にかかわらず届け出が必要です。(表2)

一般地区

青梅駅周辺景観形成地区および多摩川沿い景観形成地区を除く、市内のすべての地区においては、一定規模以上の建築物の建築等について、届

表1 届け出の対象 届け出の対象行為

Table with 2 columns: 届け出の対象 (建築物, 工作物, 広告物, 土地の区画形質・土地利用, 石積み・樹木, その他) and 届け出の対象行為 (新築, 増築, 改築, 移転, 除却または意匠の変更, etc.)

表2 届け出の対象 届け出の対象行為

Table with 2 columns: 届け出の対象 (建築物, 工作物, 広告物, 土地の区画形質・土地利用, 石積み・樹木, その他) and 届け出の対象行為 (新築, 増築, 改築, 移転, 除却または意匠の変更, etc.)

表3 届け出が必要な行為 届け出の対象規模

Table with 2 columns: 届け出が必要な行為 (開発行為, 建築物の新築, 増築, 改築, 鉄筋コンクリート造の柱, etc.) and 届け出の対象規模 (事業区域の面積が3,000㎡以上, etc.)

4月1日施行「青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定しました

市では、1月16日付けで青梅駅前西地区地区計画(区域図参照)の都市計画決定・告示を行いました。「地区計画」は、都市計画法に基づく制度で、建築物の用途、構造および敷地等に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目指すものです。

平成31年度の国民年金保険料と年金額

この地区計画の実現を担保するため、「青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定しました。

- ◇口座振替を希望する方は、同封の口座振込依頼書をお持ちのうえ、金融機関等で手続きしてください。

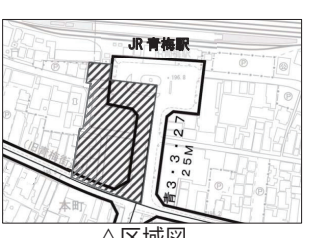
平成31年度国民年金保険料

Table showing pension contribution rates for 2019 (平成31年度) with columns for payment method (現金支払い, クレジット支払い, 口座振替) and periods (1か月分, 6か月分, 1年分, 2年分).

※現金の支払いによる2年前納については、事前に年金事務所へ申し出のうえ、4月中に納付する必要があります。

国民年金保険料は毎年度改定されますが、平成31(2019)年度は前年度より70円引き上げられ、月額納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されますので納付期限までに納めてください。

地区計画の区域(区域図参照) 建築物の敷地が地区計画区域の内外にわたる場合の措置や公益上必要な建築物の特例などを規定しています。



△区域図

国民健康保険の加入・脱退は速やかに

国民健康保険(国保)の加入・脱退の際は、必要書類等(左表参照)をお持ちのうえ、14日以内に手続きをしてください。

Table with 2 columns: こんなときは手続きを (国保に入るとき, 国保をやめるとき, その他) and 必要なもの (転出証明書, 印鑑, 届出人の本人確認書類, etc.)

(注) マイナンバーは「マイナンバーカード」、「通知カード」、「マイナンバーが記載されている住民票」などに記載されていますので、いずれかをお持ちください。

